

議員提出第1号議案

足立区公衆浴場入浴料の助成に関する条例

上記の議案を別紙のとおり、地方自治法第112条及び会議規則第13条第1項の規定により提出する。

平成21年2月23日

提出者

足立区議会議員	ぬかが	和子
同	鈴木	けんいち
同	大島	芳江
同	伊藤	和彦
同	針谷	みきお
同	橋本	ミチ子
同	さとう	純子
同	浅子	けい子

足立区議会議長 くじらい 光治様

(提案理由)

緊急経済対策の一環として公衆浴場の入浴に係る費用を助成することにより、区民福祉の向上に資するため、本案を提出する。

## 足立区公衆浴場入浴料の助成に関する条例

### （目的）

第1条 この条例は、緊急経済対策の一環として公衆浴場の入浴に係る費用（以下「入浴料」という。）を助成することにより、高齢者の健康増進、公衆衛生の向上及び介護予防を図るとともに、あわせて低所得者に対する経済的負担の軽減及び入浴の機会の増大を図り、もって区民福祉の向上に資することを目的とする。

### （助成の対象者）

第2条 入浴料の助成の対象者は、区内に住所を有する者で、次の各号のいずれかに該当する者とする。

（1） 年齢65歳以上の者

（2） 平成21年度（第5条第1項の規定による申請が平成21年6月又は7月に行われる場合にあっては平成20年度）の住民税（地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する市町村民税及び特別区民税をいう。）が課されていない年齢12歳以上の者

### （助成の回数及び額）

第3条 入浴料の助成の回数は、30回とする。ただし、第5条第1項の規定による申請が平成21年7月以降に行われる場合にあっては、当該申請をした月から平成22年3月までの月の数に3を乗じて得た数を助成の回数とする。

2 入浴料の助成の額は、1回につき100円とする。ただし、前条各号のいずれにも該当する者に対する1回の助成の額は、公衆浴場の入浴料金の額とする。

### （助成の方法）

第4条 入浴料の助成は、助成の対象者に対し、入浴補助券を交付する方法によって行う。ただし、第2条各号のいずれにも該当する者に対

しては、無料入浴券を交付する方法によって行う。

（申請及び決定）

第5条 入浴補助券及び無料入浴券（以下「入浴券」という。）の交付を受けようとする者は、規則で定めるところにより、区長に申請しなければならない。

2 区長は、前項の規定による申請があったときは、第2条に規定する要件を審査し、交付の可否を決定し、申請者に通知する。ただし、交付を可と決定した者に対する決定の通知は、入浴券の交付をもってこれに代える。

（有効期間）

第6条 入浴券の有効期間は、平成21年6月1日から平成22年3月31日までとする。

（利用方法）

第7条 入浴券を利用しようとするときは、区が指定する東京都公衆浴場業生活衛生同業組合の浴場において、入浴券を提出しなければならない。

（資格の喪失）

第8条 入浴券の交付を受けた者が、次の各号のいずれかに該当するときは、入浴券を利用する資格を喪失するものとする。

（1） 死亡したとき

（2） 第2条に規定する要件に該当しなくなったとき

（入浴券の返還）

第9条 虚偽若しくは不正の手段により入浴券の交付を受けた者又は前条第2号の規定に該当する者は、既に交付された入浴券の全部又は一部を区長に返還しなければならない。

（委任）

第10条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

## 付 則

この条例は、平成21年6月1日から施行し、平成22年3月31日限りその効力を失う。